

滋賀県社会福祉審議会
第4回ユニバーサルデザイン推進検討
専門分科会概要

- 1 開催日時 令和5年1月26日(木)13時00分~16時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)14名
伊崎葉子、尾上浩二、崎山美智子、谷口郁美、藤崎育代、増田圭亮、美濃部裕道、
山根寿美子、太田千恵子、関根千佳、野村義明、松本正志、三星昭宏、山野勝美
- 4 欠席委員(敬称略)4名
田野節子、佐藤祐子、山本勝義、頼尊恒信
- 5 事務局
健康福祉政策課:園田課長、追立参事、田中主幹兼係長、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、
西村主事
- 6 進行
淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定版(骨子案)について
- 7 概要

(司会)

本日は、お忙しいところ、また大雪の影響も残る中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、始めたいと思います。ただいまから滋賀県社会福祉審議会第4回ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます健康福祉政策課の追立と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の園田から御挨拶申し上げます。

(健康福祉政策課長)

滋賀県健康福祉政策課長の園田でございます。

皆様におかれましては、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりの推進をはじめとする、本県の健康福祉行政に対しまして、平素から御理解と御協力をいただきますこと、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は滋賀県社会福祉審議会第4回ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を開催しましたところ、なにかと御多用な中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、冒頭、参事から申しあげましたけれども、一昨日からの最強寒波で皆様の生活にも大きな影響があったところかと存じますが、こうしてwebでのご出席もかない、皆様から御意見を賜れますこと感謝申し上げます。

本専門分科会についてですが、令和2年2月に設置しまして、ユニバーサルデザインの“理解促進”、主にソフト面で検討いただく“第1”専門分科会と、ユニバーサルデザインの“まちづくり”、主にハード面で検討いただく“第2”専門分科会に分かれて、これまで3回開催してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、本日まで開催延期により、委員の皆様には本当にずいぶん長い間お待たせしましたこと、深くお詫び申し上げます。あわせまして、ようやく皆様の御協力のもと開催の運びとなったことに厚くお礼申し上げます。

さて、本日の内容といたしましては、まず、これまでの経緯などを事務局から説明させていただき、淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定版の骨子案について、御意見をいただきたいと思っております。新しい行動指針が、だれもが住みたくなる滋賀の実現につながるものになりますよう、委員の皆様には、限られた時間ではございますが、豊富な御経験、深い御見識をもとにした忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

この会議におきましては、委員の皆様から事前にお申し出のありましたコミュニケーションについての配慮をふまえて進めます。会議の進行について、2点注意事項がございます。

1点目は、発言の前には挙手をいただきまして、マイクがお手元にきてから、お名前を名乗っていただいた上で、できるだけゆっくり御発言をいただきたいと思っております。皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

2点目ですけれども、Zoom で御出席いただいております委員におかれましては、発言される時以外にはミュートに設定いただき、発言される時は、ミュートの設定のまま、「スペース」キーを押しながら、発言していただくか、ミュートの設定を解除してお願いします。

それから、会場内の状況について御説明します。会場前方ですけれどもスクリーンがございます。スクリーンには本日 Zoom で御出席の委員と中継でつながっております。会場の座席ですけれどもカタカナの「ロ」の字に机が配置されておまして、そこに委員の皆様が座っていただいております。

会場には、委員の他に通訳者、支援員の方がいらっしゃいます。手話通訳士の方は2名、支援員の方は1名おられます。それから滋賀県の事務局は7名で、先ほどあいさつした健康福祉政策課長の園田、また、健康福祉政策課の職員がおります。それから事務局の後方には、県庁の関係課の職員に御出席いただいております。また、会場で委員の皆様が発言される時のマイクをお持ちする係員がおります。ここまでよろしいでしょうか。

次に、会議の公開と会議の成立について確認をさせていただきます。本日の専門部会ですけれども、公開で開催いたします。そのため傍聴が可能となっております。会議の内容につきましては、議事概要を後日公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

次に本日の分科会についてですけれども、ユニバーサルデザインの理解促進として主にソフト面から御検討いただいております「第1専門分科会」、ユニバーサルデザインのまちづくりとして主にハード面から御検討いただいております「第2専門分科会」の二つの専門分科会の合同での開催

となります。第1専門分科会は委員9名で、本日は8名ご出席となります。欠席は1名で、田野委員です。それから第2専門分科会は委員10名中7名のご出席をいただいております。欠席は3名でございます。佐藤委員、山本委員、頼尊委員です。

第1、第2どちらも委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づきまして会議が有効に成立していることを報告させていただきます。次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお伝え願います。ここまでよろしいでしょうか。本日は、令和2年10月以来、2年3か月振りの開催でございます。ですので、あらためまして、委員の皆様には自己紹介をいただきたいと思います。それぞれ「所属」と「お名前」を仰っていただきたいと思います。

<各委員 自己紹介>

(司会)

それでは、議題にうつります。ここからの進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定によりまして、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとございますので、三星会長、尾上会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

(第2専門分科会長)

それでは、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。今日はいよいよ骨子のまとめとなります。忌憚のない御意見を仰っていただきたいと思います。何しろだいたい間が空いてしまったので、これまでの自分の御発言、これまでの主な御意見をまとめていただいたので、その説明を聞いていただければと思います。またこれまでの御発言以外にどんどん最近の不満なこと、まだこれから最終盤なので、時間がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、さっそく開始したいと思います。まず「資料1 淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定スケジュール」について、事務局の説明をお願いします。

<事務局説明>

(第2専門分科会長)

それでは続きまして、これまでのふりかえりとして「参考資料1 これまでの主なご意見」について、事務局の説明をお願いします。

<事務局説明>

(第2専門分科会長)

ありがとうございます。続きまして尾上先生に参考資料2の説明をお願いしたいと思います。

(第1専門分科会長)

では、貴重な時間をいただき、参考資料2ということで私の方から提供させていただいた資料を説明させていただきます。滋賀県のUD行動指針改定の背景の一つに障害者権利条約というものがあります。こちらの分科会のほうもコロナでなかなか実施できませんでした。同じように障害者権利条約の国連での審査が2020年に予定されていたのですが、コロナで延びてようやく去年8月22日、23日の2日間にわたって行われました。私も団体の代表の一員ということでジュネーブに赴くことができましたのでその概要をお話したいと思います。障害者権利条約が求めるもの、条約を実施していくというのはこういう方向だというのがすごく明確に示されており、非常に参考になるのではないかと考えます。参考資料2ということでつけてもらっているこの記事というのは去年のNHKラジオで総括所見について解説した番組を収録してもらったものです。去年8月に審査があって、9月9日に総括所見勧告というのができました。

日本政府に対する勧告は全体で18ページにもなります。例えばイギリスどれくらいかなと調べてみたら11ページくらいなんです。日本はそれだけ詳細、非常に丁寧に見ていただいたということで、それだけ課題が山積みだったということだと思うんです。そういう意味では日本政府や行政にとってはかなり厳しい意見、勧告が出されている。でも私たち障害者から見ると非常に素晴らしい内容だということです。

特に強調されているのが2つあります。一つが脱施設ということで、どんな障害があっても地域で暮らす権利がある、そしてそれを実現していくのが批准をした国の責務であるというのが権利条約の考え方なんです。施設から地域へ移行する、さらには順々に入所施設を減らしていく。そういったことをもっと進めていくべきだと言われたのが一つです。

もう一つはインクルーシブ教育、子どもの時から障害のある者もない者と一緒に学べるように、分離教育をやめてインクルーシブ教育に転換してくださいということがはっきり言われました。

脱施設、インクルーシブ教育ということが非常に強調された。簡単に言えば分けずに一緒にいられるように、そのために必要な合理的配慮や、環境整備、ユニバーサルデザインを含めた環境整備ちゃんとしなさいということが言われた。例えば脱施設に関して、なんとなく福祉サービスなのかなと日本では捉えられがちなのですが、もちろん福祉サービスも非常に重要な関連だが、地域で暮らす、施設や病院を出て暮らすためにまず住まいが必要なんです。勧告の最初に、介護サービスよりも最初に、アクセシブルで安価な住宅を確保することが書かれている。簡単に言えばバリアフリーで安い家賃で住める家をちゃんと確保しなさい、そのうえで介護サービスなどが展開されている。そういう意味でUD指針でアクセシブルな住宅が広がっていくような内容となるか。例えば19条との関係、住まいの問題とユニバーサルデザインが関係している。

もう一つ、私が会長をさせていただいている第1専門分科会との関係で言いますと、やはりインクルーシブ教育ということが言われている。6ページ、インクルーシブ教育への勧告というふうに書かれたのですが、こういった文章だけを見ると、とても無理だと、そういう理解をされがちなのですが、分離教育をやめてインクルーシブ教育へ転換する、そのため国としての計画を作りなさいという勧告が出された。国の計画だから1日、2日でできるわけではなくて、5年、10年かけてしっかり進めていきなさいということが冒頭に書かれている。そのうえで具体的にできること、例えば地域の学校への入学を希望された場合、未だに入学拒否されることがあったりするんです。事実、神奈川県のある市では裁判になったこともある。そういった不幸が起きないように地域の学校に障害のある子が入学を希望した場合は入学拒否ができないような禁止条項を作りなさいというようなことが具体的に書かれています。それだけやっぱり地域の学校で学ぶことが基本だということをすごくはっきり掲げている。

では、今まで特別支援学校で受けられた支援がなくなるのかというと、そうではないんです。そこで受けてきた支援を地域の学校でできるようにしましょうということ。参考資料の7ページのところに書いているのですが、日本では多様な学びの場と言われています。でも国連が求めているのは一人ひとりに合わせた支援や合理的配慮をもっと充実させなさいと言っているんです。つまり多様な学び方があっていい。それをもっと充実させなさい。多様な学び方を充実させるということと場を分けるというのは違いますよ。日本は支援が必要だったら場を分けなきゃいけないみたいな感じになりがちです。しかし、そうではなく場を分けずに必要な合理的配慮、支援を得られるようにしなさい。さらに教育では手話を言語とする教育をちゃんとやりなさい。あるいは盲ろう教育を充実させなさい。多様な学びの場ではなく、地域の学校で多様な学びができるようにといわれていることを共有しておきたい。8ページに書いているんですけど、国連が結局何を言っているか。日本の社会はやっぱり分けることに慣れ親しんでいる社会と言えると思うんです。別々に学ぶ、別々に生活する、別々に働くみたいな。要は分けたくて手厚くするというのが日本流の考え方なんです。でもそうではなくて、分けたくて手厚くから分けずに必要な合理的配慮と支援をしましょうという転換をしてくださいということが、国連が日本の社会に対して求めていること。すでにこの分科会では先ほどのふりかえりのところでも仰っていただいておりますけども委員のほうからもっともっとインクルーシブ教育を進めていくべきだということで、まさにその委員から出ている意見を後押しする追い風になるような総括所見が出ているということを紹介しておきたいと思います。

それと最後、11ページ上のほうを見ておきたいと思うんですが、特に強調されたのが脱施設、インクルーシブ教育だったのでその部分をお話いたしましたけれども、例えば、それ以外にもいろいろ重要な指摘があります。障害女性や障害のある子への複合差別や虐待にちゃんと対応しなさいとか、優生保護法の被害者への謝罪や補償、法律改正をちゃんとしなさいですとか、精神医療の矯正医療を廃止する、あるいはどんどん増えてしまっている身体拘束も防止しなさいとか、あと、手話を一つの独立した言語として公式に認めなさい、というようなことも書かれたりしています。この総括所見全体で18ページありますので、限られた時間でピックアップした解説ではありますけれども、繰り返しとなりますが、滋賀県 UD の改定作業、ちょうど重なる、もっと前に進めよう、追い風になる

ような勧告が国連からでていることを皆さんにお伝えいたします。

(第2専門分科会長)

ありがとうございました。

(委員)

今の御説明を聞いて、少し前に、元バレーボール選手の大山加奈さんが双子の子どもたちをのせてバスに乗ろうとしたことがあって、ネットを騒がせたことはご存じだろうと思いますが、そのことを今思いました。なぜかという今のお話と関連する部分は、私は国土交通省と関係するバス協会で、国土交通省の方からはハード面でノンステップバス導入の目標を掲げて進めなさい、ということで指示を受けております。ただ、そこで大事なことは先ほどおっしゃられましたように大山加奈さんの事件を見てますと、何が足りなかったのかと改めて思いました。周りの人たちもそうですし、運転手もやはり設備ばかりに目がいって、本当は大事かという大山加奈さんが来られた時に周りの方が少し配慮すればこれほど騒がれることはなかったのではないかと。

そういう意味でインクルーシブ教育は、小さい時から学校教育を含めてやっていかないといけない、大人もそうですけれどもその目線を踏まえて対応していかなければいけないということを改めて思った。

(委員)

この2年半の間で起きたこととしては、この国連の勧告と、その中で日本がメタメタに怒られたということが、一番大きいと私は思っています。今おっしゃられたとおりでインクルーシブ教育も大事だし、インクルーシブな雇用も大事です。海外では特別支援学校も特例子会社も基本的には人権侵害として認められていません。どんどん増えていっているのは日本だけです。この環境を変える必要が絶対にあると思います。

そして行政の方にとっては耳が痛かったこともあります。それはアクセシビリティの部分で、日本の行政職員や企業の社員は、ユニバーサルデザインとアクセシビリティをもっと勉強しろと怒られたことです。特に企業のアーキテクト、デザイナー、エンジニア、プログラマーは、きちんとユニバーサルデザインとアクセシビリティを理解したうえで仕事を進めてくださいと明確に言われました。残念ながら日本政府はこの18ページを公的訳としては出してくれていないので、内容はあまり知られていませんが、障害者団体が翻訳をかけたものがネットには載っていますから、ぜひ行政の方々も、障害者団体の方も、それを読んでください。この中で、日本はなんでこんなにも他の国より30年も対応が遅れてしまったのか、私たちがどうやって追いつこうとしているのか、しなくてはならないか、それが見えてくると思うんです。なんで私たちはこんなにユニバーサルでない社会を作ってきたのか、それを変えるための今回の指針作りだと思います。ですからこれまでのふりかえりと、これからのディスカッションの間に尾上さんのお話があるのは、とても大事なことだと思います。

(第2専門分科会長)

今の御発言にありますように国連から怒られるのは恥ずかしい。いろんな項目がありますけれども日本がとびぬけてやっぱり悪い。今、先生がおっしゃったようなこと、日本国内に伝わってないですね。先生御指摘のように日本語、翻訳化、普及しないといけない。

(第1専門分科会長)

まだ仮訳の段階ですが、ようやく外務省が先週くらいにホームページにアップしていますので。私から事務局の方に URL を送って委員の皆さんに共有していただくようにいたします。

(第2専門分科会長)

先ほどおっしゃったバス乗車中の問題も含めて結局、健常者である私も、障害者と共生することがなかった。それがおかしいというのが今の流れでして、小学校にあがるようになったら施設に行けというのが昔からそうなので障害者の支援施設だとか、視覚障害者の学校だとか、分けて教育していく、これでは社会からみてもまた人権からみても、経済からみてもよくない、世界的に知っているわけですね、日本は先進国からみれば全く遅れた状態ということがクリアになった。お二人の指摘、その通りですね。うちの娘も小学校低学年の時、クラスの中で障害のある女の子を世話していましたけども、いつの間にか年長になってくると消えていく、支援学校に行く、全然環境にない。そんな環境の中で関係ある、障害者いろんな方がいらっしゃるという認識は大事なんです。そういう意味でもユニバーサルデザイン行動指針がとりわけ学校教育を含めた育てるプロセスの中でユニバーサルデザインを持って、ユニバーサルデザイン社会を実現していく。先生ありがとうございました。ぜひ URL を送ってください。

(委員)

たしかに総括所見、私も実は読んだのですが、多分、尾上先生は100%賛成かもしれませんが、ちょっと私の立場では80%ぐらいなんです。そう申しますのは、理由は二つあります。インクルーシブ教育というのは、私の立場から言いますとももちろん反対でもないですが、賛成でもないです。中立という立場になります。それから二つ目は、私は施設で働いているわけです。聴覚障害者の人たちが集まっている施設なのですが、みなさん手話で話をしてらっしゃいます。他の人との分離、見方によってはたしかに分離とみられるかもしれません。私から言うと聞こえない人たちの集団大事だと思っております。一つの例として、インクルーシブ社会をつくると言われても聞こえない人たち、ろうの人たちが、自分の地域のいろんなことに参加する、あるいは介護の地域参加する、デイサービスを活用したいと思ってもコミュニケーションが通じないわけです。それで、認知症に近い形になってしまっているわけです。そういう不安を持っている方もたくさんいて、施設から追い出されるといいますか、社会資源が活用できない。そういう人がろうの集団に入るとコミュニケーションがスムーズに伝わるようになったということでも明るくなった。

微妙なところかと思うのですが、12ページのところ、この2つはつながったテーマとあります

けれど、理論的にこんなふうを決めつけるのは私としては気になっている、引っかかっているところです。もう少しみんなで話し合いを積み重ねていかないといけないのではと思っています。インクルーシブ、強調しすぎという面もあるんじゃないかなと思っています。逆に教育の選択権です。選択権を守るということを強く打ち出した方が分かりやすくなるんじゃないかなと個人的には思うわけです。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。先ほどの説明では限られた時間だったので省略した部分があるんです。手話を言語とした教育をちゃんと行うということを総括所見で言っている。手話を言語とする教育、現在の日本の場合だったら特別支援学校の中の一つという位置づけですけども、本来はインターナショナルスクール、民族学校という形で充実させることを求めている。ろう者の立場からみた時の課題ということと、インクルーシブ教育を進めるということは、矛盾はしないと思います。手話を言語とする教育っていうのは、今の障害のある子とない子を分ける教育というよりは、言語によってインターナショナルスクールのような形で編成されることとして、権利条約や総括所見の中では整理されるということです。

(第2専門分科会長)

この議論はまたにしましょう。私の経験上、長い学校生活で、障害者が私の学科に入ってきたのはたった二人なんです。これは率から行くとめちゃくちゃ低いです。近畿大学理工学社会環境工学科定員120名、めちゃくちゃ少ない。現在でも理系は全国的に少ない。なにが言いたいかと言いますと聴覚障害の人はすごく苦勞して、結構大変です。一方で、障害者固有の課題で集まって、分けて何か施策をやる。これはありうる。インクルーシブ、実は古いテーマで、明治時代のアイヌ共生について、当時共生という言葉はなかった。当時はアイヌ文化を破壊して、日本に同化して、これは間違っていたと言われていました。なにもかも一緒にしてもいいかというとその時の時代に応じて、今の日本社会の分離に対して、身近なところで障害者と共生していくという重要性があるのは間違いない。

(委員)

わたしもちろん聴覚障害の方がろう教育を当事者だけで受けることを選択は、重要だと思っています。ただその方たちが、例えば大学に進む、一般企業に就労するということを考えると、その場においても、やはり手話を言語として、ちゃんと情報保障することと同時に進める必要があると思っています。同志社大学は障害のある学生が発達障害以外で約130人います、サポートするボランティアは400人以上です。先生は大学に入った段階で、障害のある学生にどうやってインクルーシブな教育をするかという授業の方法を必ず学ぶのです。これはガイドラインとして全部の教員が知っておかなければならないものです。そうやって見えない学生、聞こえない学生、車いすの学生、そしてそういう障害のある先生たちを育成するということを、ずっとやってきました。

ですから我々はインクルーシブ教育を進めるためには、どうしたらこの学生たちと一緒に学べるか、楽しめるかを、学生や教師の全体で考えることが大事だと思っています。小中学校でも、障害のあ

る子とどうすれば一緒に運動会や遠足に行けるんだろう、一緒に学んだり遊んだりできるんだろうと、子ども自身が自分たちで考えることができるかもしれません。そういう子どもたちをつくるのが、インクルーシブ教育の目的だと思います。どこで教育を受けるかという選択権は障害者の側にありますが、我々学校側には、どうすれば一緒に学び、共に伸びていってくれるかということを考えるミッションがあると思うんです。私はどちらも進めていってほしいと思います。見えない人、聞こえない人が、障害のない人たちの社会の中でどんどん発言ができる、もっと一緒に活躍していける社会。それがインクルーシブ社会だと思います。そこに入っていくための手段として、例えば行政や企業の職員も手話を身につけたり、聞こえない人が研修を受けるときや行政でセミナーをするときには必ず手話やPC字幕をつけるなどの情報保障をしていくことによって、インクルーシブな社会を作っていければいいと思います。

(第2専門分科会長)

先生の御意見その通りだと思います。ありがとうございます。

それでは次の議題に進みます。次第2の議題、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版骨子案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。説明は前半と後半に分けてお願いします。前半は指針改定の趣旨、基本姿勢など、これまでの分科会で議論されたものを事務局と調整したものです。後半は具体、事務局から説明を受けて皆さんで議論しましょう。

<事務局説明>

(第2専門分科会長)

説明いただきました骨子案の前半部分について御意見、御質問をお願いします。方向としてはかなり皆さんの議論を踏まえて我々も入ってまとめたつもりですのであまり多く時間をとるほど必要ないと思いますが、なにかございますか。

(委員)

意見というか提案なのですが、骨子案で御説明いただいた「3. 指針の改定にかかる背景」というところで一つ提案があります。この中の社会的環境の変化の項目ですが、もともとはこの指針の改定はコロナ禍の前に予定されていたことだったかと思います。そこからこの3年間の、感染症対策が続く中で、社会的環境の変化で一つ感じることは不寛容さの拡大です。どうしてもマスクをできない人、しない人に対しては、何でつけていないのかというものすごく理解しない気持ちが強くでる。不寛容さの拡大、他者への共感力、共感の低下ということが広がっているのではないかと感じています。なので、そのことを少し付け加えているのがいいかという提案です。

(第2専門分科会長)

社会構造を踏まえて、事務局どうしましょう。前向きに検討したいと思いますがいかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。検討します。

(委員)

質問させていただきます。現状と課題、「2 だれもが暮らしやすいまちづくり」に書いてある、条例に定めた整備基準は必要最低限であるにも関わらず、それにそった整備をすれば十分であるという事例を何かお聞かせいただければ嬉しいです。

(第2専門分科会長)

私から申し上げますと、滋賀県下で気持ち的には煮え湯を飲まされた国のガイドライン、本県の条例があるわけです。それが満たされればいいという、例えば体育館を設計したり、あるいは運動場を設計したり、それを満たしていればオッケー、それを上回るものを考えない。例を挙げれば、公園に入るところに、バリアについて問題意識を持っている公園関係者が2、3年前はほとんどいなかった。公園内に入れない。ところがそれは整備基準に書いていない。

(第1専門分科会長)

さきほど委員から言われたコロナ禍以降の状況とも関係する、大阪での事例を申しますと、コロナの後、コンビニがイートインスペースを拡大して、そこにゆっくりしてもらって、さらに買い物してもらいたいな感じで、大阪のコンビニが建て替わって、2階建てになっている場合があるんですね。1階が売り場、2階がイートインという、大阪の場合でいいますと福祉のまちづくり条例で、コンビニは車いすトイレ、バリアフリートイレの設置が努力義務で今までは1階でだいたい使えていたのですが、なぜか2階建てのそのイートインのスペースのところに車いすトイレ、バリアフリートイレが作られてしまって、作られても使えないんです。条例の基準上は違反ではなく、満たしているということになるらしい。でも使う立場からしたらあんな2階に作られても、階段のうえにあっても使えない、そんなことがまかりとおっている、なんちゃってバリアフリーみたいなものが、ここに書かれている基準は満たしているけど、実際には使えないといった事例です。

(第2専門分科会長)

そういうのはたくさんある。エレベーターもそうです。県条例では、最低11人乗りにして、そうすると11人乗りを作る。違うんです。ここは人がいっぱい入ってくる場所なので17人とか20人乗り以上にしないといけない。予算的にもスペース的にもなんとかするのに、全く気付かずに、それでちゃんとバリアフリーになっていますと胸張ってもおかしい。そういうようなこといっぱいある。だから大事な質問なので、今回の行動指針はおっしゃるように最低限じゃなくて、そういうUDであるということを明確にしておいたほうが、事業者の方々や行政の方々、大事な点、だと思う。

(委員)

方向性のことで、3つあります。一つ目ですが、社会問題は書いているのですが、パターンリズムからの脱却ということを入れてほしい。LGBTQの合理的配慮の提供も盛り込んでほしい。というのが二点目です。三点目、最近問題、ニュースにもなっている北海道での不妊治療のニュースで、障害者の子ども産み育てる権利、保障される社会を作っていくことを大事にしてほしいという3つのポイントをお願いしたいです。

(委員)

権利条約の中で言われた権威主義からの脱却、上から目線でやるのではなくて、という意味ですね。

(第2専門分科会長)

LGBTQ への配慮ごもっとも。検討しましょう。権威主義への脱却、これは入れるか、それは預かりで、検討課題にしましょうか。権威主義への脱却自体はものすごく、ヨーロッパでも大きい問題だが、この指針への入れ方がよくわからない。3つ目は障害者の子どもを産んで権利があるのだと。そういうことがわかるような言い回しとすれば、結局、障害者、共生社会を作ることの中身を問われていることになるので方向性のところで検討しましょう。

(委員)

資料1枚目の、「1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン」のこれまでの取組のところで「(6)「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修の実施による障害者への理解促進」とあり、現状と課題のところ、引き続き、「県職員が障害のある人への差別解消に主体的に取り組めるよう研修等の機会を通じて、周知が必要」と書いてあるんですけどこれはあくまで県職員の方だけでなく、市町の方、事業者の方への周知が必要だと思いますが、ここでは県職員の方だけしか書かれていない。この前、福祉協会さんの社会参加促進センターで条例フォーラムあったんですけど、その時、事業者の方も呼びかけはあったんですけど期間的にもやっぱり短かったのと、年度末で皆さんお忙しい中で、だれも事業者に声かけなかった。やっぱり皆さん御多忙なので仕方ないことだと思うが、やっぱりいろんな事業所の職員研修とかに、年度初めに取り組んでもらえるような働きかけというか、そういう手立ても必要でないかなと思いました。

あと、アンケート結果でユニバーサルデザインのポイントが落ちているのは、母集団が違うので仕方ないとは思いますが、私たち一生懸命ユニバーサルデザインをせっかくしているのに、ただ単に減っているのがさびしいなと思ったので、その辺やっぱり県のほうから広く県職員の方だけでなく、市町の職員の方、事業所とか研修会を積極的に誘導してもらえる手立て、ここに盛り込んでもらえたらいいのになと思いました。

(第2専門分科会長)

県職員、やはりここは市町、その他も入れることについていかがですか。

(事務局)

現状と課題にはそのように載せているが、後で出てきますが、取組例のところには県庁、市町職員をはじめ、事業所向けのところも書かせてもらっているところがございます。これまでの取組のところ県職員に対する研修について書いていますので、右側はそれに倣う形で書いているのであって、市町への周知をやっていないという意味ではありません。

(委員)

県の広報誌、「4 だれもが満足できるサービス・情報の提供」の(4)に関連して、今、国スポ大会局から「シャイン」という広報誌が出ているかと思うが、そこについても同じような取り組みをさせていただいているという理解でよろしいか。

(事務局)

広報紙「シャイン」は国スポ・障スポ事務局のほうで発行しているものでございます。広報誌「シャイン」についても点字版と音訳版がございます。点字版につきましては事務局の方にもありますので、お渡しが可能です。音声版についてはホームページ載せさせていただいているということでございます。

(第2専門分科会長)

それでは次に行きたいと思います。後半の説明を事務局からお願いします。

<事務局説明>

(第2専門分科会長)

それでは方向性に関しまして皆様の御意見いただければと思います。

(委員)

先ほどの御意見に対してもう少し補強したいと思うのですが、私は盲導犬使っていますけども小学校や中学校に福祉授業に行くこと多いのですが、実は小中学生がユニバーサルデザインとかバリアフリーを勉強するのはいいことなんですけど、そこに携わる教員の方々の意識レベルがすごく低いですね。それで意見に付け足しまして、滋賀県の教職員って入れていただけないかなと思います。小学生はすごく勉強してくれる。ところが教員の方々の私たちに対する態度とか盲導犬に対する意識は非常に低いですね。教職員の研修という風にしていただきたいと思います。

(第2専門分科会長)

なかなか県の組織としても、先生方に対して、ああしなさい、こうしなさいなかなか言いにくいというはある。でも、私はここに至ってはかえっていいのではないか。職員をはじめ、教員を入れてとなるとなかなか難しいが、何らかの形で埋め込みたい。

(事務局)

必要性は認識していますので、ただどうした形で、どういう場面でやるのかということは検討したいと思います。教職員、そういった場があれば、どういった形で進めていけるかは相談したいと思います。

(委員)

先ほど、福祉体験授業学習というのは割合上がっているというか、それはしないといけないから率が上がっている。今言われたみたいに教員の方がどう思っておられるか。さきほどから言われているインクルーシブのところでも、先生が変わらない限り絶対受け入れが難しいわけですから一番大事なところかな。私が実習体験学習に行かせてもらってもやはり専門的な学校に行かれたほうが、子どもをしっかりみていただけるのではないですかとついつい言いたくなってしまうのが実情かなと思います。逆の立場で私らも障害者の関わりしかもっていない施設ですので逆に健常者の方を取り入れた取組はどうなのという話が出てくる。今の県立陸上競技場、体育館であるとか、そういったところでも別々に授業しましょう、いやいや一緒に皆が楽しめて、皆が一緒の中に授業してくださいと言えるんです。うちが授業をすると障害者専用の授業になってしまうので、言っていることとやっていること違うと言われそうになるけれども、ものすごく別々に考えるのが楽になってしまっているので、一緒にどうしたら楽しめて取り組めるのかが一番大事なのかなと思いますし、やらなあかんから研修している、福祉学習になっているのもあるのかなと。もちろんそういった先生ばかりではないです。たまにそういう方がおられる。

(第2専門分科会長)

今のご発言を補足すると実はここで議論する前に基本構想とかマスタープランの中に入っている市が多い。市自身がバリアフリーの普及啓発の対象として、職員教員、ですからごもっともなんですけども、ということを補足しまして、書き方をどうするか、前向きに検討しましょう。

(委員)

県の具体的な取組例の「2 だれもが暮らしやすいまちづくり(1) 利用しやすい施設等」の中に自閉症の子どもさんを持つ親御さんの希望というのがありまして、カームダウンできる部屋を作ってほしい。新しい国立競技場の中にはそういう部屋がすでにできているというところでこれからの公共施設であったりとか、興奮をされた障害のある方が、少し落ち着いて、気持ちを整理できるような空間、そういう部屋が必要ではないか、その希望を聞いてきましたのでお願いしたいと思います。

(第1専門分科会長)

関連情報として、特にカームダウン、クールダウン、スペースやエリアというのは先ほどおっしゃられたオリパラを契機に国立競技場であったり、あるいは空港なんかには緊張する場なので設置されている。多くの人が集まったり、初めての人と会う、それでパニックになるような人が落ち着ける場所、いろんなエリアで作っていきましょうという流れになっています。2025大阪関西万博のユニバーサルデザインガイドラインの中でカームダウン、クールダウンスペースの設置は言っている。ぜひ先ほどの提案いれてほしいと思いました。

(第2専門分科会長)

もうすでに関西空港はできました、2、3か月前にクールダウン・カームダウン、国内線の中に入れております。

(委員)

成田空港は1年以上前からカームダウン、クールダウンの設備が入っています。段ボールでできていて、簡単に移動できるような製品から導入しました。あまりお金をかけなくても可能ですし、自閉症など発達障害の子どもさんだけでなく、大人でも一人は入れる。そういった簡易なものからトライアルでやってもいいと思います。イベントスペースにも絶対あったほうがいいので、そういうのを選んでいただきたいです。

(第2専門分科会長)

これは何年も前から大事なこと。これは前向きに特に先ほどから考えているのは、LGBTQ もそうですし、新しい流れ、新しい世界的な流れ、先端がありますので、そういうもの積極的に取り入れていくという姿勢を入れたいと思う。いかがでしょうか。

(事務局)

滋賀県内でも、昨年12月にオープンしましたダイハツアリーナで部屋がつくられているというふうに聞いております。新たな施設にはそういったものが付けられるところも出てくるだろうと、それをどういう風に進めていくか、記載するかは相談したいと思います。

(委員)

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポの市町の競技会場施設におけるバリアフリー化への財政支援」と載っているのですが、これは競技を行う施設だけでなく関連する施設もバリアフリー化を進めていただきたいです。例えば、JR彦根駅、琵琶湖線のその他の駅は新しく出来ましたので、視覚障害者誘導用の誘導鈴があって、「ピンポン」という音や鳥の鳴き声、階段のところにある。一番最初に作られた彦根駅は未だにないです。それで、音響、音が響いて非常に分かりにくいですから、以前にも申し入れをしたのですが、バリアフリー法の中では大きな改善をする時なんかにつければいい

となっている、今のところはその予定はありませんと、おげに断られてますのでせっかく障スポがあるわけですから整備をしていただきたいと思います。

それから彦根市内の点字ブロックですけど、一般的に点字ブロックといえば、黄色が多いと思うが、彦根市は外観上というか、彦根城がありますのでそういった観点からだと思うのですが、歩道と同じ色の点字ブロック敷設してあるんです。これは全盲の人が使うだけじゃなくって、弱視の人も色を頼りに使いますのでそれを改善してほしい、彦根市には要望出しているのですが、これも未だに検討されているということで改善されていません。彦根市の指導、そういったもの改善してほしいということから、競技会場、施設だけではなく関連する施設、市町等の整備に対する支援の補助をしてほしいと思います。

(第2専門分科会長)

基本的なことが全く遅れているということがあると思う。で、あれこれ指針で言う場合、指針の一丁目一番地、今のここに書いてあることは徹底してやらなければいけない、ただ推察するに費用が相当かかるものはすぐにできない。それから、カラーが同じカラー、例えば10年前に設計して、そのころ無知であった。現状の最新の点字ブロックの条件は黄色を基調とするもの、条件になっていることで、勉強していない方がいらっしゃるという可能性もある。このようなことがないようにとにかく徹底していく、そういうことが指針全体から読み取れるように厳しく見直していきましょう。それから彦根市の件は、それは別の問題として扱いたいと思います、個別案件はここでは入れにくい。

(事務局)

彦根市さんにも要望されているということでその件について、こちらでどうこうというのは難しいと思っております。

今回の骨子案なんですけど、前半に説明させていただきましたが、位置づけといたしましては施策を実施するための方向性を示すもの、県の取組方針であって、市町や事業者等においてはガイドラインとして策定するものです。3枚目以降はそれに関連しまして具体の取組例として書かせてもらっているものですので、なかなか個別具体のところを細かく書いていくのは、方針を示しているものですので、その辺をいくつか例を挙げさせてもらっている。けれどもそれぞれ必要なものについては、彦根市でもそうですし、県庁各課でもそれぞれ具体的に計画を立てて、目標を立ててやっております。

(第2専門分科会長)

彦根の基本構想も継続改善やっていないんです。厳しいことを言わざるを得ない。きちんと行動指針の中にも継続してやっていこうという文言を入れていただいている、それは大事。継続改善きちんとすれば、当然、当事者参画やれば、そういうことはない。同じ色というのは、今の時代、考えられない。当事者がいらっしゃったら必ず見逃さない。重要事項です。この指針としてはかなり厳しく継続して当事者が参画してまちを見直すということを一応書いていただいているんです。もうちょっと強化しないと。できそうなところ、文言はある。いい指摘でした。

これがやっぱり第一の課題、初歩的な問題、おそらく当事者の方々も腹がたってしまうでしょうがない。申し入れると結局、勉強不足という。よくわかります。

(事務局)

点字ブロックの件ですけれども県の整備マニュアルでは望ましい基準としまして、弱視の方に配慮して黄色、橙色を原則とするという風にしております、他の色を選択する場合は、周辺の色と、変えてするようにというのは県として言っている。

(第2専門分科会長)

管理者が勉強していない。通常そういう風に継続して、しっかり改善していくということがより強化される書き方になるように、見直しませんか。方向性を示すもの。先生のおっしゃっていただいた当事者参画、見直しながら進める、個別具体はそれぞれの計画で。おっしゃったご発言に事務局は異存ない、重要である。

(委員)

方向性の「(3)人づくり、学びの場づくり」にかかわって異なる視点なので違うかもしれません。ユニバーサルデザインですとか、合理的配慮ですとか誰もが参加できるという風に考えると、障害のある子どもさん、本人自身のことから起こることもそうですけれども家庭的な状況、例えば困窮ですとか、家庭内でケアをしている、いわゆるヤングケアラーですとか、子どもたちへの合理的配慮ですね、そういったことへの視点というのは①から⑤の方向性からは読み切れないなと思ったのですが、そこまで広げるのは広げすぎなのかどうなのか。

(第2専門分科会長)

事務局いかがですか。

(事務局)

どこまでという話もちろんある、今のところそこまで広げては考えておりません。

(第2専門分科会長)

具体的につっこむと先ほど提案がありました、障害のあるお母さんも、子どもを産み育てる権利があって、その環境つくるというご発言ありましたが、そういうことでしょうか。

(委員)

基本姿勢の中で「多様な人々の違いを認め合い」と大きい視点で書いてありますし、「だれも取り残さない」と書いてあるので、滋賀の共生社会づくり条例はもちろん、障害のある人も、社会モデルを基本としているが、そのことをどう読み込むかということ、家庭環境からくる問題というのも特に子

どもの問題に関して積極的に入れていってもいいのではないかなということに滋賀だからこそと思いました。

(第2専門分科会長)

貧困からくるご家庭問題ですか。

(委員)

困窮だけではない。今のヤングケアラーのこともそう、本人自身の心身の状況だけでない問題ということでしょうか。(3)の方向性①から⑤に入らなくても具体的な取組のところで上げることも可能ではないかなという風に思いました。

(第1専門分科会長)

先ほど参考資料の説明をした時に、時間がなくて省略したのですが、ものすごく大事なご指摘だと思います。日本の場合、障害のある子とない子とが目立って分けられるのでインクルーシブ教育というと障害のある子とない子という軸で見られがち、むしろ障害のある子が当たり前地域の学校に入れる、そのことによって、学校自体で全体が変わっていく、すべての子どもが居場所のある教育に変わっていく。方向性の取組の中で、ぜひインクルーシブ教育を進めましょう、今回の改定の一つの背景、インクルーシブ教育とは何か、障害のある子とない子はもちろんだけれども様々な課題や背景を抱えている、すべての子が安心して居場所があって学べる、そういった学校をつくる。それがインクルーシブ教育。それが分かる文言なり、具体的な事業、考えてみたい、検討させてもらえたらと思います。

(第2専門分科会長)

方向性にある(3)「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。」の中で「～や様々な家庭状況、家庭環境等で取り残されていくお子さんを含む、インクルーシブ」みたいなそういう書き方もあるかもしれない。

(第1専門分科会長)

この文章だとしたら、障害のある子とない子がともに学ぶということが一つなので、そこで学ぶ教育を進める中ですべての、ヤングケアラーや貧困、どこまで具体的に書くかというのはありますけれども、様々な多様性のある子どもがちゃんと居場所と学びの場を得られる、そういったインクルーシブ教育を進める、のような文章にしてはどうか。様々な事情を抱える子どもたち、すべての子が含まれるインクルーシブ教育に結果としてつなげる。

(第2専門分科会長)

あえて明確に障害児だけって区切ってしまうとこういう議論になってしまう。そのところをちゃんと含めた、コンセプトとして、発展形として含まれてますと、子どもを育てている高校生とか。そういう子たちの問題も福祉的な問題、社会問題の対策に入っている、インクルーシブの中にはそういったことも入ってくるので上手に入れることができるか検討しませんか。

(事務局)

広げすぎると方向がぼやっとしてしまう。それぞれ県庁でも各課で取り組んでおりますので、指針は全体的な方針ですので、そのことを踏まえつついただいたご意見、また会長と相談しながら検討したい。

(委員)

先ほど「障害のある子ども、ない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育を進める中で」という言葉が出ていますので、この「進める中で」の後に「多様なニーズのある子どもたちに対する」という言葉を入れたらどうでしょうか。そうすると家庭環境であったり、いろいろなニーズを持っていたりする子どもたちがインクルーシブに学べるような環境になると思います。あまりここに虐待やヤングケアラーなど細かく内容を入れてしまうとちょっと幅を広げすぎのような気がしますし、そこに書かれなかった子どもたちが抜け落ちていけないと思います。そういう意味で、「多様なニーズや環境にある」というふうにしてはどうかということを提案したいです。

(第2専門分科会長)

ヤングケアラーなどの家庭環境に関する施策は県が実施しているか。

(事務局)

個別具体の家庭支援は市町になりますし、広くヤングケアラー啓発などは県です。

(第2専門分科会長)

そういう市町の大きい社会課題になってくると通常、国、県といったところが、県下の補助含め、何らかやっている。とにかく具体で書きすぎるのは検討が必要ですが、先ほど尾上先生が提案いただいた内容も含めて検討しましょう。

(事務局)

繰り返しにはなるのですが、いろいろ県も個別の計画とかそれぞれの分野で定めているものもありまして、なかなかすべてユニバーサルデザインの中で取り入れるのは難しい、もう少し、関係部局とも調整、検討はしていきます。もちろん、課題としては十分認識していますが、どこまでという範囲の中の話かと思っています。

(第2専門分科会長)

ユニバーサルデザイン行動指針、だれも取り残さないというのが基本、一丁目一番地なのでそこからいったら論理的に、あえて、理屈にあう、ただ現在の行政区分とか、発展段階、すぐこうしようとはならない。

(委員)

二つあります。一つ目は、最近、トイレの問題で困ることがあって、トイレが混み合っているんです。大きい電動車いす、トイレの課題なんですけど、小さい車椅子なら入れる、トイレの機能分散のことを入れてほしいです。

二点目は、インクルーシブ教育の問題もユニバーサルデザイン、まだまだバリアフリーが不十分なので、例えば、おとしとか去年文部科学省から通知が出ている、バリアフリー化通知とか、加速化通知をしっかりと履行しますみたいな文言をいれてほしいです。

(第1専門分科会長)

バリアフリー法の改正で2020年に公立小中学校が先ほどいわれている通知、学校のバリアフリー化を計画的に進めなさい、全都道府県、市町村、教育委員会、知事とかにも出されているんです。その通知を受けてちゃんとここに学校のバリアフリーの整備について、ここに、通知を受けてやるということを書いてほしいということでしょうか。

(第2専門分科会長)

この指針の中で足りないと思っているのは、新しく社会課題とされているものに積極的に取り組みますというような、そういう項目がないんです。それがあれば先ほどの機能分散や万博設計では最大課題となっている、LGBTQ も新しい課題で取り組んでいきます。知的・精神・発達の方々に考慮したまちづくり、最新課題、クールダウン、カームダウン、こういうのをまとめて最新の社会課題とされるもの、積極的に取り組みます。努力してよくします。項目一つ入れるならば誰もが取り組むユニバーサルデザイン最新課題にチャレンジしますみたいな感じででしょうか。さきほどの話は全部吸収される。どうでしょう。

(委員)

午前中に障スポの大会に向けた会議がありました。その中でも先ほど言われてましたカームダウン、クールダウン、出ております。やはり障害者スポーツ大会のほうには考えましょう、国スポのほうにはというと、分けましょうみたいな意見が出てきたり、障スポ大会に対する会議でしたので、そうではなくて国スポを見に行くと、障害者の皆が見に行けますよ、その時に今はカームダウン、クールダウンの部屋があるといいなという意見が出ている。やっぱり障害者のための大会、ではなくて国スポというものが誰もが見に行けて楽しめる大会、障スポは逆に言えば障害者への理解を深めてもらうための大会、場になると思うんです。だから障害者のためではなくて一般の県民の方がどどん見

に来ていただいて理解してくださいよという場になると思う。

ここの中に2025年の大会に向けて、と書いていただいています。そこが滋賀県で一番いいものを発表する場というふうを書いてあるんだと私は理解させていただいて、そのためには国スポ・障スポ大会局の方々、施設の方々、早く周知しないと細かいことも書くなり、書かなくてもちゃんと書いていただけるようにしないと結局は実現しないと思うのでどうかよろしくお願いします。

(事務局)

県立の学校につきましては、最初説明もしましたが、県庁舎等につきましては整備する必要性の高い施設から整備していきます。ただ尾上先生からもお話がありますが、特だして書くことについては調整をさせていただきます、と説明させていただいたところです。新たな社会課題の話につきましては、行動指針についても作って終わりではなくて方向性のところで、今回、新たに設けましたと説明させていただきました、方向性1(2)「①当時者参画の仕組み」を記載させていただいているのですが、ユニバーサルデザインを進めるために様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みを活用して、常に改良を続けていく、というふうに書かせてもらっていますので、ここに盛り込むというのではなくて徐々に取り組みをよりよいものにしていくということで進めていきたいと考えます。

(第2専門分科会長)

そういった新しい社会課題、先ほどからでている LGBTQ、機能分散、クールダウン・カームダウン含めて、文言では入れる必要はないと思う。そういうことをあまり具体をここで書きすぎると妙なことになる。しかし、そういう問題意識を県民に啓発できるかどうか。これだけで。そう考えると委員の提案も含めて、全体で検討することが必要です。

時間が来ましたので、以降は事務局と我々で検討しましょう。最後の点だけです、具体的に言えば飛び出してくるような最新話題、先ほどからいくつか出ていること。それが残っておりますので、事務局と座長で継続的に検討していきましょう。

(事務局)

今回、骨子案という形で御意見をいただいているところなんですけれども、これがもちろん最終形ではありませんし、これから素案、本編という段階で作っていきます。素案の段階でも御意見いただきたいと思っておりますので、また改めて今回いただいたものを踏まえて、素案のたたき台を作成して次回、見ていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(第1専門分科会長)

時間の関係で内容のまとめは致しませんけれども、コロナでかなり長い間中断をしていて、実は事務局と相談をしているときに最初の振り返りの時間をもうちょっと取ったほうがいいかな、そうしないと久しぶりなので議論が盛り上がらないかなという思いがあったんですけど、全然予想が外れて

時間が足りないくらい皆さんからたくさんの意見をいただいた。今日久しぶりの開催なのに、これだけ活発な議論ができた検討会ができてよかった。あくまでも骨子案なので、これから私たちも事務局と連携しながらブラッシュアップしたものを次回お示ししますので、より活発な議論をしてよりよいものにしていけたらと思います。

(司会)

次回は3月16日(木)、第1専門分科会が10時から12時、第2専門分科会が14時から16時の予定をさせていただいております。以上を持ちまして、本日のユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を終了いたします。ありがとうございました。

(了)